

平成27(2015)年度

市税のしおり

Questions & Answers



金沢マラソン2015 出場ランナー、市民ボランティアのみなさん

金 沢 市

金沢市は中核市としての自覚と責任のもと、市民本位の、市民のための世界都市金沢づくりを基本に据え、機構改革や窓口サービスの趣旨を生かし、一層、市民にわかりやすく親しまれるサービスの提供を目指しています。

平成27年度は、「新幹線開業を機に交流拠点都市づくりを加速させる」金沢市政を推進していきます。

市税は、市政推進のための最も大切な財源の1つです。

この冊子は、市税の使いみちやあらましをQ&A方式にして、できるだけわかりやすくまとめたものです。

市民の皆さまが、市税についてより身近なものに感じていただき、なお一層のご理解を深めていただければ幸いです。



市税のやくわり

金沢市の仕事と市税	1
金沢市の予算	2
市税とその使いみち	3
金沢市税の種類	5

課税のしくみ

個人市民税	6
法人市民税	10
固定資産税	12
都市計画税	14
軽自動車税	15
市たばこ税・入湯税	18
事業所税	19
ことしの税額を計算してみると	20

ご質問にお答えします－Questions & Answers－

市民税

市民税と所得税の違いは	24
確定申告と市民税の申告	26
妻のパート収入と夫の配偶者控除	28
生命保険金の受け取りと税金	30
ふるさと納税とは	32
年金からの特別徴収制度とは	33
所得税が戻ってくる場合は	34
医療費をたくさん支払ったのですが税金は戻ってきますか	36
現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが	38
退職したときの納税の方法は	40
死亡した人の市民税は	42

固定資産税

固定資産税の評価替えとは	44
土地の固定資産税が下がらないのは	45

縦覧・閲覧制度とは	46
年の途中で土地と家屋の売買があった場合は	47
住宅を取り壊したのに固定資産税が上がったのは	48
家屋の税額が急に上がったのは	49
家屋の評価は年々下がるのでは	50
所有者が死亡した場合の固定資産税は	51
土地や家屋にかかる税金の種類は	52

軽自動車税

原付バイクの届け出は	53
廃車したのに納税通知書が送られてきたのは	54
乗らなくなった原付バイクを廃車するには	55
原付バイクを盗まれたときの手続きは	56

市税の納付

1年分をまとめて納めると割引がありますか	57
市税を口座振替で納めるときの手続きは	58
口座振替で1年分まとめて振替納付することはできますか	59
残高不足で口座から引き落としできなかった場合の納付方法は	60
口座振替に加入しているはずなのに	61
市税をコンビニエンスストアで納めるには	62
コンビニエンスストアで納められない納付書があるが	63
納期限までに市税を納められないが	64
納付してあるのに督促状が送られてきたが	65
市税を滞納するとどうなるの	66

国税・県税

市税の他にどんな税があるの	67
---------------	----

税の証明・閲覧

市役所でとれる市税の証明書は	68
市税の証明をとるための手続きは	69

市役所・市民センター所在地	70
市税の問い合わせ窓口	72
納税カレンダー	73

市税のやくわり

◆金沢市の仕事と市税◆

金沢市は、市民のみなさんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。そのためには多くの費用がかかりますが、この資金はみんなで出し合っていかなければなりません。これが市税です。

市民のみなさんが、金沢市の主人公として市政に参加するとともに、その費用を分担することによって市政がささえられています。その意味では、市税は市民としての会費のようなものであるといえます。



老人福祉・児童福祉などの充実



住宅・公園・道路などの建設管理



ごみ処理などの環境保全



学校・公民館・図書館などの設置管理



病院・保健所などの設置管理



消防救急活動

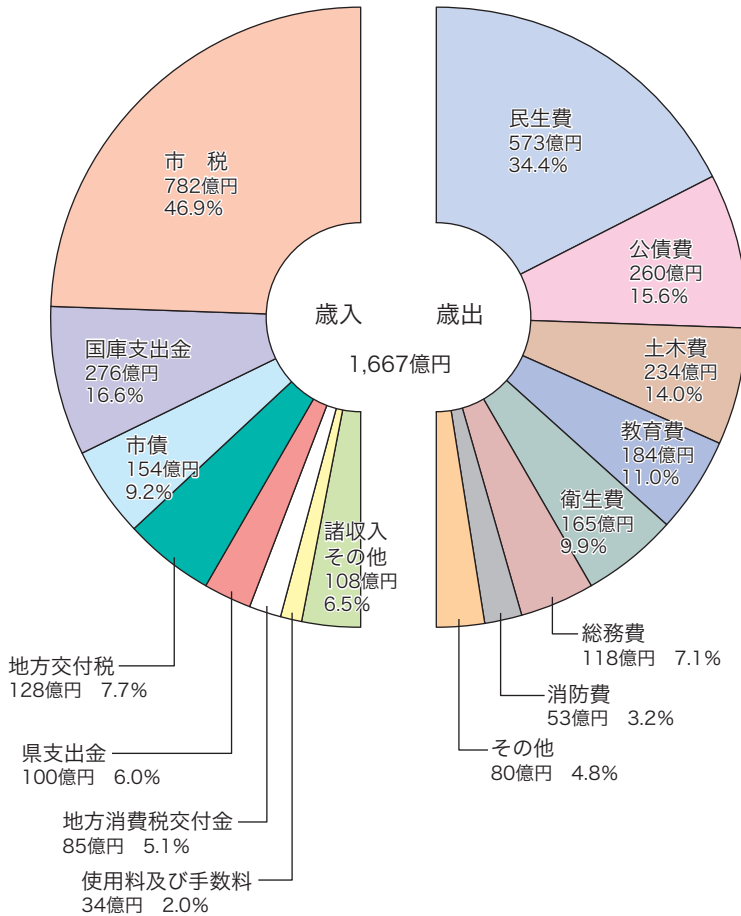


戸籍住民登録

◆金沢市の予算◆

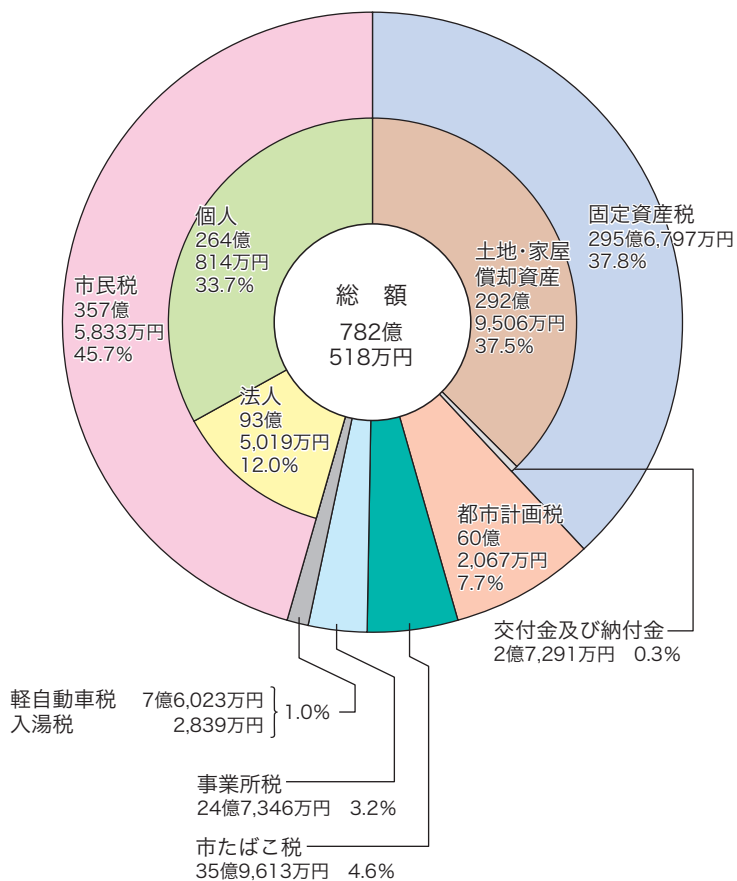
平成27年度一般会計予算

市民のみなさんに納めていただく市税は、市の歳入の46.9%を占めており、市政を進めていくうえで最も重要な財源となっています。



◆市税とその使いみち◆

市税予算の内訳



市税 1 万円の使いみち

民 生 費
3,440円

生活の安定や福祉の向上のために

公 債 費
1,562円

市の借入金の返済に

土 木 費
1,400円

道路、公園などをつくるために

教 育 費
1,101円

学校教育や社会教育の振興のために

衛 生 費
991円

健康を守るためやゴミ処理のために

総 務 費
710円

窓口サービスなどのために

消 防 費
318円

災害対策のために

商 工 費
189円

商工業の発展のために

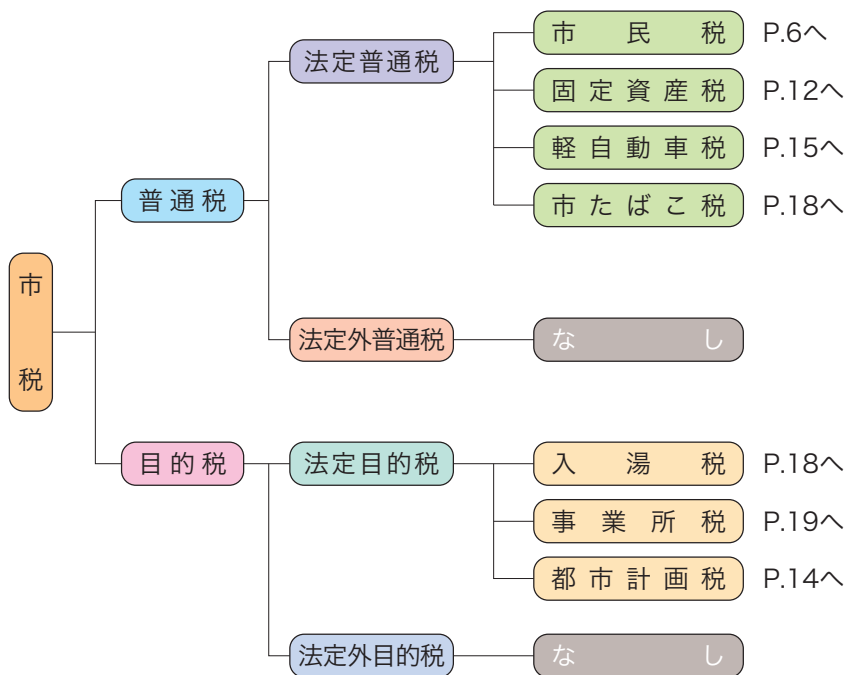
農林水産業費
149円

農業・漁業の発展のために

そ の 他
134円

勤労者福祉・議会運営・災害復旧のために

◆ 金沢市税の種類 ◆



普通税とは、税金の使いみちが限定されていなくて、どのような事業の費用にも使うことができる税をいいます。

目的税とは、税金の使いみちが特定の事業に限定されている税をいいます。

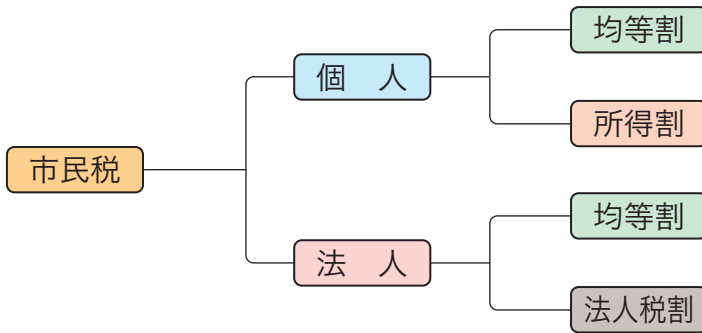
法定普通税・目的税とは、地方税法によって地方公共団体が課税できる税の種類・内容が規定されている普通税・目的税をいいます。

法定外普通税・目的税とは、地方税法でその内容が規定されておらず、地方公共団体が総務大臣に協議し、その同意を得て課税することができる普通税・目的税をいいます。

課税のしくみ

● 市民税 ●

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割(法人の場合は法人税割)の2種類からなっています。



個人市民税

市民税は、県民税とあわせて住民税として納めていただいています。

納税義務者

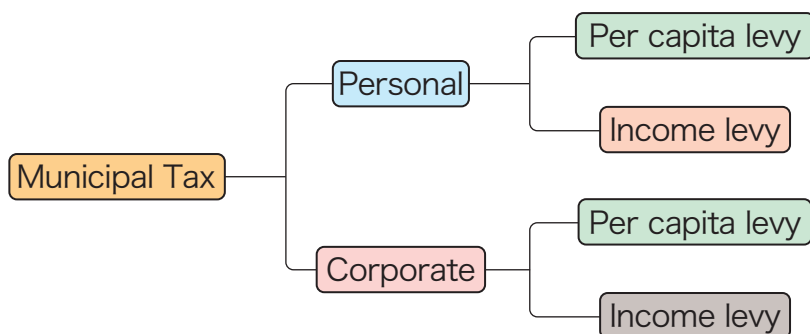
納税義務者 納める税	金沢市内に 住所がある人	金沢市内に住所はないが、事務所、事業所 又は家屋敷のある人
均 等 割	○	○
所 得 割	○	—

※金沢市内に住所若しくは事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

Taxation Guide

●Municipal Tax●

Municipal Taxes are divided into two categories : personal tax and corporate tax. Each of these is composed of a per capita levy, which is equally imposed on every taxpayer, and an income levy, which is imposed in accordance with the income of individuals of the revenue of corporations.



Personal Municipal Tax

You are required to pay residential tax, which includes municipal tax and prefectural tax.

Taxpayer

Taxpayer \ Tax	Residents of Kanazawa City	Non-residents who own a house, an office or a business establishment in Kanazawa
Per capita levy	○	○
Income levy	○	—

※The situation as of January 1 determines whether a person is considered as a resident or an owner of a house or an office in Kanazawa.

税 率

- ・個人市・県民税均等割は5,500円です。

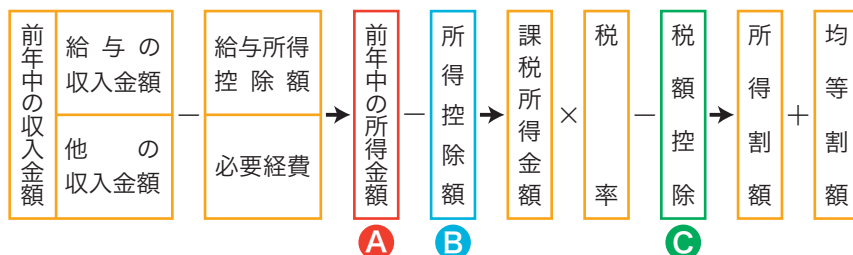
個人市民税均等割 3,500円 個人県民税均等割 2,000円

※災害に強いまちづくりのため、平成26年度から個人市・県民税の均等割が全国的に年間1,000円(市民税500円・県民税500円)引き上げられました。税額引き上げによる増収分は、金沢市及び石川県が実施する防災費用に充てられます。(平成35年度までの10年間)また、個人県民税均等割2,000円のうち500円は、いしかわ森林環境税として森林環境保全のために使われます。

- ・個人市民税所得割・県民税所得割は10%です。

個人市民税 6% 個人県民税 4%

税額計算方法



- A 所得金額** 所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。この場合の所得の種類は、所得税と同じく、①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得の10種類です。
- B 所得控除** 納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族があるかどうかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引くものをいいます。
- C 税額控除** 課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から次の額を差し引きします。
- ①調整控除額
 - ②配当控除額
 - ③住宅借入金等特別税額控除額
 - ④寄附金税額控除額
 - ⑤外国税額控除額
 - ⑥配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

Tax rate

- The combined value of per capita levies of municipal and prefectural taxes is ¥5,500.

Per capita levy of municipal tax for individuals is ¥3,500.

Per capita levy of prefectural tax is ¥2,000.

※For the purpose of disaster-resistant urban development, starting in Fiscal Year 2014, the combined per capita levies of municipal and prefectural taxes has been increased by ¥1,000 nationwide (¥500 for municipal, ¥500 for prefectural). The increased revenue from these tax hikes will be used for disaster prevention projects for the 10-year period until Fiscal Year 2023. Further, ¥500 out of the ¥2,000 prefectural tax will be used as the Ishikawa Forest Environment Tax for environmental conservation.

- The combined rate of municipal and prefectural personal income levies is 10%.

Municipal Tax 6%

Prefectural Tax 4%

Method of Calculation

Previous year's gross income / Employment income / Other incomes –
Deduction for employment income / Business expenses

→ Previous year's net income (A) – Deductions (B)

→ Taxable income × Tax rate – Tax exemptions (C)

→ Per income levy + Per capita levy

(A) Net income This is the basis for calculation of taxation based on income. Generally, it is calculated by subtracting business expenses from gross income. The kinds of net income are as follows : ①interest income, ②dividend income, ③real estate income, ④business income, ⑤earned income, ⑥retirement income, ⑦timber income, ⑧capital gain, ⑨occasional income, and ⑩miscellaneous income.

(B) Deductions This is the amount to be deducted from net income for fair taxation, determined according to taxpayers' personal situation, for example whether or not they have a spouse or dependents.

(C) Tax exemptions The following amounts are deducted from the amount of tax which was calculated by multiplying taxable net income and tax rates together.

- ① Deduction for adjustment
- ② Deduction for dividend
- ③ Deduction for special cases such as housing debts
- ④ Deduction for donation
- ⑤ Deduction for foreign taxes
- ⑥ Deduction for the tax based on dividend, and transferred gains such as stocks

法人市民税

納税義務者

納 税 義 務 の あ る 法 人	均 等 割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	—
市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	○	○
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

税 率

・均等割

法 人 等 の 区 分		従業者数の合計	
		50人以下	50人超
次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等 ロ 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの ハ 一般社団法人及び一般財団法人 ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円	
資本金等の額 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分は、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合計又は出資金の額」となります。	1,000万円以下	5万円	12万円
	1億円以下 1,000万円超	13万円	15万円
	10億円以下 1億円超	16万円	40万円
	50億円以下 10億円超	41万円	175万円
	50億円超	41万円	300万円

- 注 1. 従業者数の合計とは、市内の事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計です。
 2. 資本金等の額及び従業者数の合計は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

- ・ 法人税割 平成26年9月30日以前に開始する事業年度 14.7%
 平成26年10月1日以後に開始する事業年度 12.1%

税額計算方法

$$\text{均等割額} + \text{法人税割額 (課税標準となる法人税額} \times \text{税率)} = \text{税 額}$$

申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、納税義務者が納付すべき税額を算出して申告し、申告した税額を納めていただくことになっています。(これを申告納付といいます。)

申告の区分	申告納付期限等
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額 なお、当該事業年度について、すでに中間申告を行った税額がある場合には、その額を差引いた額
中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 申告納付額は、(1)又は(2)の額です。 (1) 予定申告 均等割額(年額)の1/2の額と前事業年度の法人税割額の1/2※との合計額 (2) 中間申告 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額

※平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の法人税割額は、税制改正に伴う経過措置により1/2から4.7/12となります。

● 固定資産税 ●

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)に対して課税されます。

※償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などです。

納税義務者

- ・ 1月1日現在、市内に固定資産を所有している人(原則として固定資産(補充)課税台帳に所有者として登録されている人)

税 率

1.4%

税額計算方法

課税標準額×税率(1.4%)

課税標準額●土地、家屋については、国が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに評価替えを行って算定します。
償却資産については、個々の資産の取得価格又は前年度の評価額をもとに算定します。

免 税 点●市内に同一の人が所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。
土地(30万円) 家屋(20万円) 償却資産(150万円)

住宅用地に係る課税標準の特例

専ら人の居住する住宅の敷地として使用されている土地(住宅用地)については、課税標準の特例措置が設けられています。

- ・ 200m²までの小規模住宅用地部分……評価額の1/6
- ・ 200m²を超える一般住宅用地部分……評価額の1/3

※住宅用地として認められる面積は、家屋の床面積の10倍が限度です。

※空家対策特別措置法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地は除きます。
(平成28年度課税分より)

■新築住宅に対する固定資産税の特例

新築された住宅が次のすべての要件にあてはまるときは、一般の住宅では新築後3年間(長期優良住宅は5年間)の税額が2分の1に減額されます。また、地上3階建以上の中高層耐火住宅等では5年間(長期優良住宅は7年間)の税額が2分の1に減額されます。なお長期優良住宅は申告が必要です。

- ・専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)
- ・居住部分の床面積が50m²(アパート等の貸家の用に供する共同住宅にあっては、独立した1区画の床面積が40m²)以上280m²以下であること。

※減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、住居として用いられている部分の床面積が120m²までのものについてはその全部が、120m²を超えるものについては120m²分に相当する部分が減額対象になります。

※平成27年度課税分から、次の住宅は、期間の終了により2分の1の減額措置の適用がなくなります。

- 平成23年1月2日から平成24年1月1日までに新築された一般の住宅
- 平成21年1月2日から平成22年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火住宅等

■その他の減額措置

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件をみたした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。(バリアフリー改修と省エネ改修の重複適用以外の重複適用はありません。)ただし、改修工事が完了した日から、3か月以内に申告をしていただく必要があります。詳しくは、資産税課の窓口でおたずねください。

● 都市計画税 ●

都市計画税は、都市計画事業(街路、下水道、公園など)にあてるための目的税で、固定資産税と合わせて納めていただくことになっています。

都市計画税は、都市計画事業費の財源の約20%(平成25年度決算)を占めています。

納税義務者

- ・ 1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

税 率

0.3%

税額計算方法

課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額●固定資産税と同じく土地、家屋の評価額をもとに算定します。

住宅用地に係る課税標準の特例

専ら人の居住する住宅の敷地として使用されている土地(住宅用地)については、課税標準の特例措置が設けられています。

- ・ 200m²までの小規模住宅用地部分……評価額の1/3
- ・ 200m²を超える一般住宅用地部分……評価額の2/3

※住宅用地として認められる面積は、家屋の床面積の10倍が限度です。

● 軽自動車税 ●

軽自動車税は、原付バイク（原動機付自転車）、小型特殊自動車、2輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます）の所有者に対して課税されます。

納税義務者

- ・ 4月1日現在、軽自動車等を所有している個人・法人

納付期限

- ・ 5月31日

二輪車等の税率

平成28年度から、二輪車等はすべての車両について、新税率での課税となります。

車 種		平成27年度 ま だ	平成28年度 か ら
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
バ イ ク	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
	250cc超	4,000円	6,000円
二 輪 （ 被 け ん 引 車 ）		2,400円	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	そ の 他	4,700円	5,900円

軽四輪等の税率

軽四輪等のうち、自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両は、平成27年度から新税率での課税となります。

なお、「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両は、変更ありません。

車 種				初 度 検 査 年 月	
				平成27年3月まで	平成27年4月以降 (新税率)
軽 四 輪 等	四 輪 以 上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円
			営 業 用	5,500円	6,900円
		貨 物 用	自 家 用	4,000円	5,000円
			営 業 用	3,000円	3,800円
	三 輪			3,100円	3,900円

おしらせ ～平成28年度以降の税率について～

軽四輪等の重課

平成28年度より、軽四輪等のうち「初度検査年月」から起算して13年を超える車両については、重課税率が適用されます。

なお、平成28年度は、「初度検査年月」が平成14年以前の車両が対象となります。

車 種				毎年4月1日時点で初度検査年月から 13年経過した車両（平成28年度～）
軽 四 輪 等	四 輪 以 上	乗 用	自 家 用	12,900円
			営 業 用	8,200円
		貨物用	自 家 用	6,000円
			営 業 用	4,500円
	三 輪			4,600円

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリン・ハイブリッドの軽自動車、被けん引車は除きます。

軽四輪等のグリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した軽四輪等（初度検査年月が平成27年4月～平成28年3月）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率が軽減されます。

なお、軽減されるのは平成28年度分のみです。

・電気自動車等

要 件	税率の軽減内容
乗 用	概ね75%軽減
貨物用	

・ガソリン車・ハイブリッド車

要 件		税率の軽減内容
乗 用	平成32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
	平成32年度燃費基準達成車	概ね25%軽減
貨物用	平成27年度燃費基準+35%達成車	概ね50%軽減
	平成27年度燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減

※電気軽自動車等とは、電気自動車及び天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNO_x10%低減）をいいます。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

軽減後の税率表

車 種				標 準 税 率	軽 減 税 率		
					概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
軽四輪等	四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

初度検査年月を確認するときは、「自動車検査証」をご覧ください。

※初度検査年月が平成15年10月14日より前の車両については、一部検査年のみの記載となっています。その場合は、記載年の12月を検査年月とします。

番号 0000		自 動 車 検 査 証		平成26年1月1日	軽自動車検査協会		
車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
金沢580 あ 0000	平成26年1月1日	平成17年 4月	軽自動車	乗用	自家用	箱型	
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	「初度検査年月」 を確認してください			さ 幅 高さ
AB-123456	4人	-kg	880kg				cm 147cm 145cm

● 市たばこ税 ●

たばこの製造者、卸売業者などが、市内の小売業者に売り渡したたばこに課税されます。たばこは市内の小売業者から買いましょう。

■ 納税義務者 ・ 卸売販売業者等

■ 税 率

区 分	たばこ1,000本あたり		たばこ1本あたり	
		旧3級品		旧3級品
たばこ税(国税)	6,122円	2,906円	6.122円	2.906円
県たばこ税(地方税)	860円	411円	0.860円	0.411円
市たばこ税(地方税)	5,262円	2,495円	5.262円	2.495円
合 計	12,244円	5,812円	12.244円	5.812円

※旧3級品のたばこ：わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、うるま、バイオレット

おしらせ ～旧3級品のたばこの税率変更について～

平成28年度より、下表のとおり4段階で旧3級品のたばこの税率が変わります。

たばこ 1,000本あたり	現 行	H28	H29	H30	H31
	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

たばこ1本あたりの税率（旧3級品）

	現 行	H28	H29	H30	H31
たばこ税(国税)	2.906円	3.406円	3.906円	4.656円	6.122円
県たばこ税(地方税)	0.411円	0.481円	0.551円	0.656円	0.860円
市たばこ税(地方税)	2.495円	2.925円	3.355円	4.000円	5.262円
合 計	5.812円	6.812円	7.812円	9.312円	12.244円

● 入 湯 税 ●

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用にあてるための目的税で、温泉（鉱泉浴場）の入湯客に対して課税されます。

入湯税は、上記に要する費用の財源の約2%（平成25年度決算）を占めています。

■ 納税義務者 ・ 鉱泉浴場入湯客

■ 税 率 ・ 1 人につき 宿泊の場合は 150円
日帰りの場合は 100円

● 事業所税 ●

事業所税は、市内の一定規模以上の事業所が行う事業に対して課税されます。都市環境の整備及び改善に関する事業(水道、下水道、廃棄物処理施設、学校、図書館などの整備事業)にあてるための目的税で、人口30万人以上の市等が課税団体として指定されています。

事業所税は、上記の整備事業費の財源の約3%(平成25年度決算)を占めています。

納税義務者

- ・ 事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人

課税標準

資産割	法人	市内事業所用家屋の延床面積
	個人	
従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年中に支払われた従業者給与総額

税 率

- ・ 資産割 1m²につき600円
- ・ 従業者割 0.25%

免税点

- ・ 資産割 事業所床面積1,000m²以下
- ・ 従業者割 従業者数100人以下

申告納付の期限

- ・ 法 人 事業年度終了の日から2ヶ月以内
- ・ 個 人 翌年の3月15日

※ 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

※ 次の場合も申告が必要です。

- ① 免税点以下の場合で、事業所床面積の合計が800m²を超えるとき
又は従業者数の合計が80人を超えるとき
- ② 事業所等を他に貸し付けている場合(貸付申告書)

◎ことしの税額を計算してみると◎

個人市・県民税

※8ページ参照

●夫婦子供2人（妻子は所得なし、子供は17歳、19歳）の場合

前年中の収支	収入……………6,000,000円	必要経費……………2,000,000円
	健康保険の支払額……………	545,000円
	一般の生命保険の支払額（旧契約）……………	100,000円
	個人年金保険料の支払額（旧契約）……………	0円

○所得割の計算

所得金額（収入－必要経費）

$$6,000,000円 - 2,000,000円 = 4,000,000円 ……①$$

所得控除	社会保険料控除……………	545,000円
	生命保険料控除……………	35,000円
	配偶者控除……………	330,000円
	扶養控除……………	330,000円
	特定扶養控除……………	450,000円
	基礎控除……………	330,000円

$$\text{計}…………… 2,020,000円 ……②$$

課税所得金額（①－②）

$$4,000,000円 - 2,020,000円 = 1,980,000円 ……③$$

調整控除前の所得割額（③×税率）

$$\text{市民税（6\%）}…………… 118,800円 ……④$$

$$\text{県民税（4\%）}…………… 79,200円 ……⑤$$

$$\text{計（④＋⑤）}…………… 198,000円 ……⑥$$

調整控除額 人的控除額の差の合計額330,000円……………⑦

$$\text{市民税分 } ⑦ \times 3\% = 9,900円 ……⑧$$

$$\text{県民税分 } ⑦ \times 2\% = 6,600円 ……⑨$$

所得割額	市民税（④－⑧）……………	108,900円
	県民税（⑤－⑨）……………	72,600円

⑩

○均等割
の計算

市民税……………	3,500円
県民税……………	2,000円

⑪

○市（県）（⑩＋⑪） 市民税……………112,400円

民税額 県民税…………… 74,600円

$$\text{計}…………… 187,000円$$

◎Sample calculation

Municipal and prefectural taxes for individuals

●In the case of a couple with two children

(The wife and the children have no income. The children are 17 and 19 years old.)

Previous year's balance

Gross income ¥6 million

Business expenses ¥2 million

Payment for health insurance ¥545,000

Payment for life insurance ¥100,000

Payment for private pension ¥0

○How to calculate taxation based on income

Net income (Gross income — Business expenses)

$$¥6,000,000 - ¥2,000,000 = ¥4,000,000 \cdots \cdots \textcircled{1}$$

Deductions from income	Deduction for social insurance premiums	¥545,000	
	Deduction for life insurance premiums	¥ 35,000	
	Deduction for a spouse	¥330,000	
	Deduction for dependents	¥330,000	
	Deduction for specific dependents	¥450,000	
	Basic deduction	¥330,000	
	Total	¥2,020,000	②

Taxable income (①—②)

$$¥4,000,000 - ¥2,020,000 = ¥1,980,000 \cdots \cdots \textcircled{3}$$

Taxation based on income before adjusted exemption (③×Tax rate)

$$\text{Municipal tax (6\%)} \cdots \cdots ¥118,800 \cdots \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{Prefectural tax (4\%)} \cdots \cdots ¥ 79,200 \cdots \cdots \textcircled{5}$$

$$\text{Total (④+⑤)} \cdots \cdots ¥198,000 \cdots \cdots \textcircled{6}$$

Adjusted exemption Total of the difference of human exemption ¥330,000····⑦

$$\text{For municipal tax } \textcircled{7} \times 3\% = ¥9,900 \cdots \cdots \textcircled{8}$$

$$\text{For prefectural tax } \textcircled{7} \times 2\% = ¥6,600 \cdots \cdots \textcircled{9}$$

Taxation based on income

$$\text{Municipal tax (④-⑧)} \cdots \cdots ¥108,900 \cdots \cdots \textcircled{10}$$

$$\text{Prefectural tax (⑤-⑨)} \cdots \cdots ¥ 72,600 \cdots \cdots \textcircled{11}$$

○Per capita levy

$$\text{Municipal tax} \cdots \cdots ¥3,500 \cdots \cdots \textcircled{11}$$

$$\text{Prefectural tax} \cdots \cdots ¥2,000 \cdots \cdots \textcircled{11}$$

○Total amount of municipal and prefectural taxes (⑩+⑪)

$$\text{Municipal tax} \cdots \cdots ¥112,400$$

$$\text{Prefectural tax} \cdots \cdots ¥ 74,600$$

$$\text{Total} \cdots \cdots ¥187,000$$

固定資産税

※12・13ページ参照

● 土地

200m²の小規模住宅用地の場合

当該年度の評価額 18,000,000円

前年度の課税標準額 2,750,000円

＊住宅用地の税負担＊

前年度課税標準額 当該年度評価額(※)	課税標準額の算出方法
1.0以上	当該年度評価額(※)
1.0未満	前年度課税標準額＋当該年度評価額(※)×0.05…(A) ただし、(A)が当該年度評価額(※)を上回る場合は、 当該年度評価額(※) (A)が当該年度評価額(※)の20%を下回る場合は、 当該年度評価額(※)×0.2

(※)住宅用地及び市街化区域農地における当該年度評価額は、下記の特例率等を乗じた額(当該年度の評価額×特例率等)に置き換えて算出します。

区 分		特 例 率 等	
		固定資産税	都市計画税
住宅用地	小規模住宅用地	1 / 6	1 / 3
	一般住宅用地	1 / 3	2 / 3
農 地	市街化区域農地	1 / 3	2 / 3

$$\begin{aligned}\text{当該年度評価額(※)} &= 18,000,000\text{円} \times 1 / 6 \\ &= 3,000,000\text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額(※)}} &= \frac{2,750,000\text{円}}{3,000,000\text{円}} \\ &= 0.916\end{aligned}$$

当該年度の課税標準額 2,750,000円＋3,000,000円×0.05＝2,900,000円

当該年度の固定資産税 2,900,000円×0.014＝40,600円
(税率)(100円未満切捨て)

● 家屋

新築の木造2階建ての場合

建築時期 平成26年8月

床面積 130m²

平成27年度価格 11,050,000円……①
(新築住宅の軽減)

120m²まで ① × (120m² / 130m²) × 0.014 × (1 / 2) = 71,400円……②
(軽減該当分)

120m²超 ① × (10m² / 130m²) × 0.014 = 11,900円……③

今年度の固定資産税額

② + ③ = 83,300円



ご質問にお答えします

市民税



市民税と所得税の違いは？

Q. 私は、サラリーマンです。毎月の給与から市民税と所得税が引かれていますが、そもそも市民税と所得税とはどんなところが違うのでしょうか。

A. 所得に税がかかるという点では、市民税も所得税も同じですが、両者の主な違いには次のようなものがあります。

地方税と国税

市民税は、市が課税する地方税の1つです。

一方、所得税は、国が課税する国税の1つです。

前年所得課税と現年所得課税

市民税は、平成26年中(平成26年1月から12月)の所得に対し、平成27年度に課税しますが、所得税では、平成26年中の所得は平成26年中に課税されます。所得税が12月末に年末調整があって、市民税に無いのはこのためです。

均等割の有無

市民税には、所得額にかかわらず一定額を課税する均等割と所得額に応じて課税する所得割がありますが、所得税には均等割にあたるものはありません。

その他

申告すべき所得額の範囲、所得控除における各種控除額、あるいは適用される税率などが両者では異なっています。

お問い合わせ：市民税課（個人課税係） TEL 220・2161・2162・2163・2166

Questions & Answers



What is the difference between municipal tax and income tax?

Q. I am a salaried worker. Municipal tax and income tax are deducted from my monthly salary. Where are these two kinds of taxes different?

A. In common, both municipal tax and income tax are imposed on income. The major differences are as follows.

Local tax and National tax

Municipal tax is one of the local taxes imposed by a municipal government. On the other hand, Income tax is one of the national taxes.

Tax imposed for the previous year's income and tax imposed on the present year's income.

Municipal tax for fiscal 2015 is imposed on the income of 2014 (from Jan. to Dec. of 2014); however, income tax for 2014 is imposed on the income of 2014. This is the reason why the year-end tax adjustment is applied to income tax and not to municipal tax.

Per capita levy

Municipal tax is composed of a per capita levy, which is equally imposed on every taxpayer regardless of income, and an income levy, which is imposed based on income. Income tax doesn't include a per capita levy.

Other differences

These two kinds of taxes differ in the minimum income to be declared, the amount of deductions and tax rates.

Contact : City Tax Section TEL 220-2161•2162•2163•2166



確定申告と市民税の申告

Q.

私は、個人で事業を営んでいますが、税務署へ確定申告に行くと、所得税がかからないので確定申告の必要がないと言われました。

この場合、市民税の申告も必要ないのでしょうか。

A.

税務署への確定申告が必要でない場合でも、前年中に所得があれば、市民税の申告をしていただく必要があります。

また、前年中まったく所得がない場合は申告の義務はありませんが、市民税の申告書には収入のなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

もし、申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できず、国民健康保険料の軽減ができなかったり、所得・課税証明が発行できないなど、各種の行政サービスを受けるときに支障をきたすことがあります。



お問い合わせ：市民税課（個人課税係） TEL 220-2161・2162・2163・2166



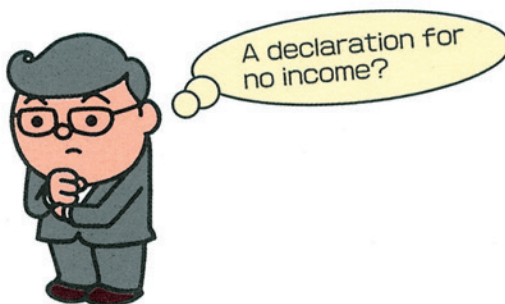
Final income tax return and declaration of municipal tax

Q. I am a sole proprietor. When I went to the tax office to file my final income tax return, I was told it was not necessary because I didn't have to pay income tax. In this case, is it necessary to declare for municipal tax?

A. Even if you don't need to file a final income tax return, when you had income in the previous year, you must declare it for municipal tax payment.

If you didn't have any income during the previous year, you are not required to declare it for tax payment. However, the municipal tax return has a section for people without income to fill in, so please fill it in, and submit the return.

If you don't declare the fact that you had no income, the government can not know it. Accordingly, your health insurance premium may not be reduced, and an income certificate or taxation (non-taxation) certificate may not be issued. This may make it difficult for you to receive government services.



Contact : City Tax Section TEL 220-2161・2162・2163・2166



妻のパート収入と 夫の配偶者控除

Q.

私の妻はパートで働いていますが、妻の収入(年収)がどのくらいの金額までなら、私の所得から配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。

また、妻自身の税金はどうなりますか。

A.

パート収入は、通常「給与所得」の扱いになります。

配偶者控除の対象となるパート収入は、年間103万円以下となっており、配偶者特別控除の対象となるパート収入は、年間141万円未満となっています。

また、あなたの配偶者の税金については、年間のパート収入が、所得税であれば103万円以下、市民税であれば97万円以下の場合にはかかりません。

妻の パート収入	夫の 配偶者控除	夫の 配偶者 特別控除	妻自身の税金	
			所得税	市民税
97万円以下				かかりません
97万円を超え 103万円以下	受けられます	受けられません	かかりません	かかります
103万円を超え 141万円未満	受けられません	受けられます	かかります	
141万円以上		受けられません		

※夫の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。



Wife's income from part-time work and the spousal exemption deducted from husband's income

Q. My wife is a part-time worker. What is her maximum annual income for which I can get a spousal exemption and a special spousal exemption? And how about my wife's tax?

A. The income of a part-time worker is generally regarded as salary. When your wife's annual income is ¥1.03 million or less, you can get a spousal exemption, and when your wife's annual income is less than ¥1.41 million, you can get a special spousal exemption.

In addition, your wife's annual income is taxable for income tax if it exceeds ¥1.03 million, and for municipal tax if it exceeds ¥0.97 million.

Wife's part-time income	Husband's spousal exemption	Husband's special spousal exemption	Tax payable by wife	
			Income tax	Municipal tax
¥0.97 million or less	Applied	Not applied	No taxed	No taxed
Over ¥0.97 million ¥1.03 million or less				Taxed
Over ¥1.03 million and less than ¥1.41 million	Not applied	Applied	Taxed	
¥1.41 million or more				

※Special spousal exemption is not applied when husband's income exceeds ¥10 million.



生命保険金の 受け取りと税金

Q.

私は、妻の死亡に伴い、生命保険会社から保険金の支払いを受けました。何の所得になりますか。

なお、保険料の支払者、保険金の受取人とも私です。

A.

あなたの場合は、「一時所得」になります。

一時所得の計算方法は、次のとおりです。

※(保険金－支払保険料－50万円)×1/2＝一時所得

なお、保険金を受け取る場合、その保険金が死亡によるものか、満期によるものか、また、保険料の支払者が誰であるかで、その課税方法が異なります。

これを夫婦の関係で見ると、次の表のようになります。

区分	保険料の 支払者	被保険者	受取人	事由	課税関係
①	 夫	 夫	 夫	満期	夫の一時所得 →所得税・住民税
②	 夫	 夫	 妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	 夫	 妻 (婚約者)	 妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に 関する権利)
④	 夫	 妻	 夫	満期	夫の一時所得
				妻の死亡	→所得税・住民税



Receiving life insurance money and taxation

Q. I received insurance money from the insurance company when my wife died. What kind of income is it considered to be?

I am both the payer of insurance premiums and the beneficiary.

A. In your case, the income is classified as "occasional income". It is calculated according to the following formula.

$$\begin{aligned} & \times (\text{Insurance money} - \text{Paid premium} - \text{¥500,000}) \times 1/2 \\ & = \text{Occasional income} \end{aligned}$$

Taxation differs depending on whether the insurance money is paid for the death of an insured person or due to maturation of the policy, and who has paid the premiums. The chart below shows the classification.

Division	Payer of premiums	Insured person	Beneficiary	Cause	Taxation
①	 Husband	 Husband	 Husband	Maturation	Husband's occasional income → Income tax, Resident tax
②	 Husband	 Husband	 Wife	Maturation	Gift tax on wife
			 Demise of husband		Inheritance tax on wife
③	 Husband	(Contractor) Wife	 Wife	Demise of husband	Inheritance tax on wife (For assignment of insurance contract)
④	 Husband	 Wife	 Demise of husband	Maturation	Husband's occasional income → Income tax, Resident tax
			 Demise of husband		

Contact : City Tax Section TEL 220-2161・2162・2163・2166



ふるさと納税とは

Q. 私は、出身地であるA市に対し寄附をしました。申告により税金が安くなると聞いたのですが。

A. 平成20年中の寄附金より「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという思いを実現する観点から、個人市・県民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

具体的には、確定申告等により都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円(平成23年度までは5,000円)を超える部分について、市・県民税所得割の概ね1割(平成28年度からは2割)を上限として所得税と合わせて全額控除します。

「ふるさと納税」とは別に、平成21年中の寄附金から、所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち、金沢市及び石川県が条例で指定した団体に対する寄附金が寄附金税額控除の対象となり、2,000円(平成23年度までは5,000円)を超える部分に市民税6%、県民税4%を乗じた額が市・県民税から控除されます。

ご注意

- 1 「ふるさと納税」の対象となる寄附先は、出身地や過去の居住地などに限定されず、全都道府県・全市区町村が対象となります。
- 2 控除を受けるためには、毎年1～12月までに行った寄附について、翌年3月15日までに確定申告を行う必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、ご注意ください。
- 3 平成27年4月1日以後に行われる寄附については、「ふるさと納税ワンストップ特例」が利用できます。
詳しいお手続きについては、寄附先の市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ：総務課 TEL 220-2091



年金からの特別徴収制度とは

Q. 市民税が年金から引き落とされるようになりましたが、どうしてですか？

A. 平成21年10月から、個人市・県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まりました。この制度の実施により、年金を支給する年金保険者が市・県民税を年金から引き落としとして、市区町村へ直接納入するため、納税者の方が金融機関の窓口へ出向くという納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られます。

対象となる方

「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得から計算した市・県民税の納税義務のある方」ですが、介護保険料が年金から引き落としされていない場合や、引き落としされる市・県民税額が老齢基礎年金等の額を超える場合などは引き落としの対象となりません。

引き落としされる市・県民税額

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市・県民税額のみで、給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収（納付書での納付又は口座振替）の方法で納めていただくことになります。



所得税が戻ってくる場合は

Q. 所得税の確定申告をすると、税金が還付されることがあるそうですが、どのようなときですか。

A. 所得税を毎月の給料から天引き（源泉徴収）され、12月に年末調整が済んでいる場合でも、次のようなことがあると、税務署へ確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

① 災害や盗難などによって
資産に損失を受けた



雑 損 控 除

② 病気や出産などで多額の
医療費を支払った



医 療 費 控 除

③ 自分が住むために一定の金融
機関からの借入金により新築
住宅を取得したり増改築した



住宅借入金等特別控除

④ 国や地方公共団体などに
寄附をした



寄 附 金 控 除

また、年末調整の後で、扶養控除に変更（増える場合）があったり、勤務先に提出していなかった生命保険や地震保険などの証明書があった場合なども、確定申告をすることによって還付を受けられることがあります。

なお、詳しくは、金沢税務署へお問い合わせください。

●そのとき市民税は…

市民税は、前年の所得内容によって、6月から課税されるため還付はありません。

お問い合わせ：市民税課（個人課税係） TEL 220・2161・2162・2163・2166
金沢税務署 TEL 261-3221(代)



In which case is income tax refunded?

Q. I hear that tax is sometimes refunded after filing the final return. In which cases?

A. Even if income tax has been deducted from the monthly salary and adjusted in December by the year-end adjustment, there are some cases in which tax is refunded after the final return has been filed.

① Your asset was damaged by disaster or theft



Casualty loss deduction

② Due to illness or childbirth, you incurred a large sum of medical expenses



Deduction for medical expenses

③ You borrowed money from a certain financial institution in order to buy a new house for your residence or renovate your house



Special deduction for housing loan

④ You made a donation to the national government or to a local public organization



Deduction for donation

When there is a change in deduction for dependents (In the case of an increase in the number of dependents) or you haven't submitted the certificates to prove your life insurance or earthquake insurance payment, there may be tax refunded to you after you have filed your final return. Please ask the Kanazawa Tax Office for more information.

●How about municipal tax?

Municipal tax is imposed from June based on the income of the previous year; therefore, there is no tax refund for municipal tax.

Contact : City Tax Section TEL 220-2161・2162・2163・2166
Kanazawa Tax Office TEL 261-3221



医療費をたくさん支払ったのですが 税金は戻ってきますか

Q.

私は、今年出産などで多額の医療費を支払いました。
申告すれば、税金が戻ってくると聞いたのですが。

A.

本人又は配偶者が、給与から所得税を天引き（源泉徴収）されている場合、翌年、確定申告をすれば、所得税の一部が戻ってくる場合があります。

しかし、市民税の場合、今年の所得内容や控除内容に基づいて来年度に税額を決定するため、税金が戻ってくるというのではなく、来年度の税額を計算する際に、医療費控除が適用されたうえで、税額を決定するしくみになっています。

また、所得税、市民税ともに控除額の計算方法は次のとおりです。

① 1年間に支払った医療費の総額

② 保険金などで補てんされる金額

③ 10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い方の額

①－②－③＝医療費控除額
(限度額200万円)

所得税の確定申告の際には、源泉徴収票と支払った医療費の領収証、印鑑、金融機関の口座番号の写しなどが必要となります。

詳しくは、金沢税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ：市民税課（個人課税係） TEL 220・2161・2162・2163・2166
金沢税務署 TEL 261・3221(代)



I paid a large sum of medical expenses. Can I receive a tax refund?

Q. I paid a large sum of medical expenses including expenses for childbirth. Can I receive a tax refund if I declare these expenses?

A. If income tax is deducted from your salary or the salary of your spouse, you might receive an income tax refund by declaring the expenses in the next year.

However, the municipal tax amount is determined next year based on the income and deductions of this year. Therefore, there is no tax refund for municipal tax, but medical expenses are deducted when the tax amount is determined next year.

The formulae for calculating the deduction for medical expenses are the same for both income tax and municipal tax.

① Total amount of medical expenses paid in a year

② Amount covered by insurance, etc.

③ ¥100,000 or 5% of net income, whichever is the lower amount

①－②－③＝Deduction for medical expenses
(Maximum: ¥2 million)

When you file your income tax return, your records of withholding, receipts for medical expenses, seal and bank account number are required.

Please ask the Kanazawa tax office for more information.

Contact : City Tax Section TEL 220-2161・2162・2163・2166
Kanazawa Tax Office TEL 261-3221



現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが

Q.

私は、平成26年12月末に会社を退職して、今は無職です。ところが、平成27年6月になって市役所から納税通知書が送られてきました。無職で収入のない私が、この税金を納めなければならないのでしょうか。

A.

個人市・県民税は、前年中(前年の1月から12月まで)の所得に基づいて、その翌年に課税されるしくみになっています。

あなたの場合は、前年である平成26年中に所得があったので、平成27年度の市・県民税が課税されることになります。

したがって、今年度分の市・県民税は、納めていただくことになります。





I received a tax notice even though I have no job at present.

Q. I quit my job at the end of December 2013, and I have no job at present. However, the principal office sent me a tax notice in June 2014. Should I pay tax even though I don't have any jobs or income?

A. The municipal and prefectural taxes are imposed based on the income of the previous year (from January to December of the previous year).
In your case, you had income last year (2014), so you have to pay the taxes for fiscal year 2015 on that income.



Contact : City Tax Section TEL 220-2161•2162•2163•2166



退職したときの納税の方法は

Q.

私はサラリーマンで、市民税は給与天引きで納めていますが、退職した場合はどのように納付するのでしょうか。

A.

個人市・県民税の給与天引き（特別徴収）は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて、勤務先を通じて納めていただくものです。

退職した場合は、それ以降の給与天引きができなくなりますので、残額を次のように納めていただきます。

(1) 12月31日までに退職した場合

市役所からお送りする納税通知書で、あなたご自分で納めていただくことになりますが、勤務先に申し出ていただければ、最終の給与又は退職金から一括徴収することもできます。

(2) 1月1日以降に退職した場合

勤務先で、最終の給与又は退職金から一括徴収されることになっています。

●退職金にかかる市・県民税は…

退職金が大きいと市・県民税がかかることがあります。その場合は、退職金を受け取る時に、他の所得とは別に退職分の税額が天引きされています。



How to pay tax after retirement

Q. I am a salaried worker and tax has been deducted from my salary. How should I pay tax when I retire?

A. Deduction of municipal and prefectural taxes from salary (special collection) is the system whereby the tax based on the previous year's salary is deducted from salaries from June to May of the following year and paid through employers. After retirement, you are no longer able to use this system, so please pay the remaining amount in the following way.

(1) When you retire on/before December 31 :

Please pay your tax by yourself after you receive a notice from the municipal office. You can also request your employer to deduct it as a lump sum from your last salary or retirement allowance.

(2) When you retire on/after January 1 :

Your tax will be deducted as a lump sum from your last salary or retirement allowance.

●Municipal and prefectural taxes on retirement allowance

If the retirement allowance is large, it may be subject to municipal and prefectural taxation.

It is deducted from your retirement allowance separately from the tax on other income.

Contact : City Tax Section TEL 220-2161•2162•2163•2166



死亡した人の市民税は

Q. 私の夫は、今年の7月に死亡しましたが、夫の市民税は、どのようになるのでしょうか。

A. 個人市・県民税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に住所のある市町村で、前年中(前年の1月から12月まで)の所得に基づいて、その年度の課税が決定されることになっています。

したがって、年の途中で死亡された人に対しても、前年中の所得に基づいて、その年度の課税が決定されていますので、その年度の市・県民税は納めていただく必要があります。

あなたの夫が納めていただくことになっていた今年度分の市・県民税については、相続された人が、その納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。

なお、今年中に死亡された人に対しては、来年度分の市・県民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは、金沢税務署へお問い合わせください。



お問い合わせ：市民税課（個人課税係） TEL 220-2161・2162・2163・2166
金沢税務署 TEL 261-3221(代)



Municipal tax for the deceased

Q. My husband died in July of this year. What should I do his municipal tax?

A. The personal municipal and prefectural taxes are imposed annually on the income of the previous year (from Jan. to Dec.) by his city of residence as of Jan. 1 (base date). As a result, citizens who deceased during the year are also subject to municipal and prefectural taxation based on the income of the previous year. In the case of your husband, his successor should take over his tax obligations and pay the remaining amounts for the year.

Municipal and prefectural taxes are not imposed on the deceased in the fiscal year following the year of death. However, a declaration of income may be necessary. Please ask the Kanazawa Tax Office for more information.



Contact : City Tax Section TEL 220-2161・2162・2163・2166
Kanazawa Tax Office TEL 261-3221



固定資産税の評価替えとは

Q.

固定資産税の評価替えというものを聞きましたが、どんなことでしょうか。また、その時期はいつでしょうか。

A.

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことを言います。

本来であれば、毎年度その資産の価値に応じて評価替えを行い、「適正な時価」をもとに課税を行うことが、納税者間の税負担の公平を図ることになります。

しかし、膨大な量の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることなどから、原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。

この3年に一度の評価替えを行う年度を「基準年度」といい、平成27年度は「基準年度」で評価替えが行われました。

次回の評価替えは、平成30年度に行われます。

なお、土地の評価替えの基礎となる「路線価」は資産税課にて公開しております。



お問い合わせ：資産税課（庶務係） TEL 220-2151



土地の固定資産税が 下がらないのは

Q. 地価が下がっているのに、土地の固定資産税が上がるのは、なぜでしょうか。

A. 平成6年度に土地の評価額が全国一律の基準(地価公示価格の7割)に統一されたため、金沢市では評価額がそれまでの5.3倍(宅地の市内平均)となりました。

評価額が5.3倍になると、原則としてこれにあわせて税額も5.3倍となるところですが、急激な負担の増加を避けるため、税額は毎年少しずつ上昇させ、何年もかけて本来納めるべき税額に近づけていくような制度(負担調整措置)を採用しています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来納めるべき税額に比べて現在の税額が低いため、負担調整措置により本来納めるべき税額に向けた是正過程にあるものです。したがって、まだ本来納めるべき税額に達していない場合は、引き続き税額が上がることとなります。



お問い合わせ：資産税課（土地係） TEL 220-2153



縦覧・閲覧制度とは

Q. 縦覧・閲覧制度とは、具体的にどのような制度なのでしょうか。

A. 1. 縦覧制度

納税者が、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分が所有する土地や家屋の評価が適正であるかどうかを判断できるようにするため、「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧に供する制度です。

実際に税額が賦課されている物件の所有者が縦覧をすることができます。

縦覧期間は、毎年4月1日から4月末日まで、となっています。

2. 閲覧制度

納税義務者が、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を確認するための制度です。借地人・借家人の方についても、使用又は収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするために、関係のある部分について閲覧をすることができます。



お問い合わせ：資産税課（庶務係） TEL 220-2151



年の途中で土地と家屋の 売買があった場合は

Q.

今年3月に土地と家屋を売却し、移転登記も済ませました。
この場合、今年の固定資産税は誰が納めることになるの
でしょうか。

A.

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地登記簿、建物登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されることになっています。3月に売却済みであっても、今年1月1日現在の登記簿にあなたの名義で登記されていれば、今年の固定資産税の納税義務者はあなたということになります。



お問い合わせ：資産税課（庶務係）TEL 220-2151



住宅を取り壊したのに 固定資産税が上がったのは

Q.

昨年11月に古い住宅を取り壊し、駐車場にしたところ、昨年度に比べて固定資産税が高くなりましたがどうしてでしょうか。

A.

住宅の建っている宅地には、下記の例のような課税標準の特例が設けられています。この特例は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によることとなっていますが、あなたの場合、昨年中に住宅を取り壊された事により、住宅用地の特例の扱いを受けられなくなったからです。

住宅用地に対する課税標準の特例(住宅一戸当たり)

区 分		固定資産税	都市計画税
200m ² 以下の住宅用地		評価額×1/6	評価額×1/3
200m ² より大きい住宅用地	200m ² まで	評価額×1/6	評価額×1/3
	200m ² を超える	評価額×1/3	評価額×2/3

※ただし既存の住宅に代えて同一敷地に住宅を建設中で一定の要件を満たす土地については、住宅用地の特例の扱いが受けられます。



家屋の税額が 急に上がったのは

Q. 私は4年前に木造住宅を新築しましたが、今年度から家屋の税額が急に上がっています。どうしてでしょうか。

A. 新築住宅の場合一定の要件を満たしていると、新築後の一定期間に限り、税額を一戸当たり120㎡まで1/2に減額する特例があります。

あなたの場合木造ですので3年間の適用期間が昨年で終了したことによるものです。

新築住宅に対する減額措置

区 分		内 容
要 件	居住割合	専用住宅や居住部分の割合が1/2以上の併用住宅
	床 面 積	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 (一戸建て以外の賃貸住宅については 独立した1区画の床面積の40㎡以上280㎡以下)
減額される範囲		住居として用いられる部分の床面積が120㎡までのもの 全て減額対象
		120㎡を超えるもの 120㎡分に相当する部分
減額される期間		①一般の住宅 (②以外) 新築後3年度分 (長期優良住宅は5年度分)※
		②3階建以上の 中高層耐火住宅等 新築後5年度分 (長期優良住宅は7年度分)※

※長期優良住宅は申告書の提出が要件

お問い合わせ：資産税課（家屋係） TEL 220-2156



家屋の評価は 年々下がるのでは

Q. 固定資産税は、3年ごとに評価替えを行うということですが、家屋の場合、年々古くなりますので当然評価額も下がるのでしょうか。

A. 家屋の評価額は、まったく同一の建物を同一の場所に新築した場合に必要とされる建築費の時価（「再建築費」といいます）に、建築後古くなっていくこと等を考慮した減価率を掛けて求めることになっています。

したがって、評価替えの時の再建築費の上昇率が減価率を上回っている場合には、建物は古くなっても評価額は上がります。その逆ならば、下がることになります。

ただし、評価額が上がれば税額も高くなってしまいますので、評価額が上がる場合には、前年度の評価額をそのまま据え置くこととなります。



お問い合わせ：資産税課（家屋係） TEL 220-2156



所有者が死亡した場合の 固定資産税は

Q.

私の父が今年の6月に死亡しましたが、父名義の固定資産税はどのようになるのでしょうか。

A.

固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、通常、法務局（登記所）で所有権移転登記（相続登記）の手続きをしていただくこととなります。

この相続登記を今年中に済ませたときは、来年度からその登記名義人に課税されます。

また、何らかの事情により、来年の1月1日（賦課期日）を過ぎても、この相続登記を済ませていないときは、賦課期日現在、その資産を現に所有している人に課税されます。

この場合、金沢市役所から「固定資産税納税義務者の変更届」が届きますので、代表相続人を記入して返送してください。ただし、この手続きは相続登記や相続税の課税とはなんら関係ありません。

なお、固定資産税の名義人が今年の6月に死亡しても今年度分の固定資産税については、相続する人がその納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくこととなります。

※相続の手続の際に、納税通知書に綴り込まれている課税明細書が役に立ちます。



お問い合わせ：資産税課（庶務係）TEL 220-2151



土地や家屋にかかる 税金の種類は

Q. 土地や建物には、どんな税金がかかりますか。

A. 次のような税金がかかります。

取得したとき	国 税	相続税・贈与税・登録免許税・印紙税
	県 税	不動産取得税
持っているとき	市 税	固定資産税・都市計画税 事業所税（事業の用に供しているとき） 特別土地保有税（H15以降は新たな課税停止）
	市 税	市民税
貸したとき	国 税	所得税
	県 税	県民税
売ったとき	国 税	所得税・印紙税
	県 税	県民税
	市 税	市民税

お問い合わせ

- 国税
金沢税務署（金沢駅西合同庁舎） TEL 261-3221（代）
- 県税
石川県 税務課 TEL 225-1271
金沢県税事務所 TEL 263-8831（代）
- 市民税、事業所税
金沢市 市民税課 TEL 220-2161
- 固定資産税、都市計画税
金沢市 資産税課 TEL 220-2151



原付バイクの届け出は

Q. 私は、最近金沢市に転入してきました。バイクのナンバープレートは前に住んでいた市役所で交付を受けたものですが、そのまま乗っていてもいいのですか。

A. 原付バイクは、その「主たる定置場」の市区町村で課税されます。転出入によって、その主たる定置場が変わりますので、まず、以前住んでいた市区町村でいったん廃車の手続きをしてナンバープレートを返却します。(手続きは、前の市区町村に問い合わせをしてください。)

次に金沢市役所本庁2階の「バイク受付の窓口」で、新たに登録の手続きをしてナンバープレートの交付を受けてください。

なお、交付手数料は無料となっています。

◎登録に必要なもの◎

所有(使用)者の印鑑、自賠責保険証書

廃車申告受付書(再登録用)

窓口に来られる方の本人確認ができる証明書等

(運転免許証、健康保険証など)

◎届出の場所◎

車 種	受 付 場 所	電 話 番 号
・原付バイク (原動機付自転車) (125cc以下) ・ミニカー(50cc以下) ・小型特殊自動車	金沢市役所 「バイク受付の窓口」	220-2147

●主たる定置場とは…

原付バイク(原動機付自転車)や小型特殊自動車

① 所有者が個人の場合は、その住所地

② 所有者が法人の場合は、その車両を使用する事務所の所在地

お問い合わせ：税務課（諸税係）TEL 220-2147

軽自動車税



廃車したのに納税通知書が 送られてきたのは

Q.

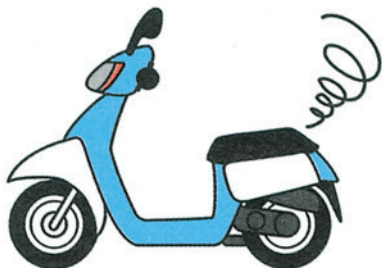
原付バイク(又は軽自動車等)を廃車したのに、市から納税通知書が送られてきました。
何かの間違いではありませんか。

A.

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、原付バイク(原動機付自転車)・軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車を所有している人に、課税されます。

そのため、4月1日までに廃車の手続きがあったものについては課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについてはその年度の税金を納めていただくことになります。

なお、4月2日以降に登録手続きをされた車両については、その年度は課税されません。



お問い合わせ：税務課（諸税係）TEL 220-2147



乗らなくなった原付バイク を廃車するには

Q. もう乗らない原付バイクを廃車したいのですが、どうすればいいのでしょうか。

A. 「ナンバープレート」と所有（使用）者の印鑑を持参の上、金沢市役所2階「バイク受付の窓口」又は市内の各市民センターで廃車の手続をしてください。（※1）

原付バイク等の登録と名義変更は…

- 登録に必要なもの（※1）
所有（使用）者の印鑑、自賠責保険証書、
販売証明書・譲渡証明書又は廃車申告受付書（再登録用）
- 名義変更に必要なもの（※1）
新旧所有（使用）者の印鑑、自賠責保険証書
（※1）これらの手続きには、窓口にくられる方の本人確認ができる証明書等が必要です。（運転免許証、健康保険証など）

車 種	受 付 場 所	電 話 番 号
・原付バイク （原動機付自転車） （125cc以下） ・ミニカー（50cc以下） ・小型特殊自動車	金沢市役所 「バイク受付の窓口」	220-2147

〔参考〕軽自動車等の登録と名義変更は…

- 受付に必要なものについては、受付場所にお問い合わせください。

車 種	受 付 場 所	電 話 番 号
・軽2輪自動車 （125cc超～250cc以下） ・2輪の小型自動車 （250ccを超えるバイク）	石川運輸支局 （金沢市入江3-153）	050-5540-2045
・軽3輪自動車 ・軽4輪自動車	軽自動車検査協会石川事務所 （金沢市新保本4-65-8）	050-3816-1853

お問い合わせ：税務課（諸税係） TEL 220-2147



原付バイクを盗まれた 時の手続きは

Q.

私の持っている50ccの原付バイクが盗難にあい、原付バイクもナンバープレート也没有せん。
どうすればよいのでしょうか。

A.

まず、警察に盗難の届出をしてください。

そして、金沢市役所2階「バイク受付の窓口」又は市内の市民センターで廃車の手続きをしてください。

そのままにしておかれますと、そのバイクについては、いつまでも課税されることとなりますので速やかに届出してください。

手続に必要なものについては、金沢市役所税務課へお問い合わせください。



お問い合わせ：税務課（諸税係）TEL 220-2147



1年分をまとめて納めると 割引がありますか

Q.

固定資産税の納税通知書が届いたので、1年分をまとめて納付しようと思います。まとめて納めると、割引はありますか。

A.

1年分をまとめて納付しても割引はありません。

これまで、市・県民税(普通徴収分)や固定資産税・都市計画税を前納にて一括納付した場合、前納報奨金を年税額から差し引くかたちで交付してきましたが、平成18年度から、この前納報奨金制度を廃止いたしました。

(主な廃止の理由)

- ①市・県民税を給与から特別徴収されている人には、前納報奨金制度がなく不公平感がありました。
- ②この制度は、昭和26年に創設されましたが、自主納付の普及により、その目的が達成されました。

なお、納め忘れがないように1年分をまとめて納付する全期分一括納付の制度は継続いたします。



市税を口座振替で 納めるときの手続きは

Q. 納期のたびに金融機関に出向くのがめんどうなので、口座振替にしたいのですが、その手続きは、どうすればいいのですか。

A. 口座振替は、年度の途中でも申し込むことができます。
申込書は、金沢市に所在する市税取扱金融機関と郵便局に備え付けてあります。

振替のできる市税	申 込 月	振替開始期	振 替 日
固定資産税・ 都市計画税	2月～3月	第1期・全期	4月末日
	4月～6月	第2期	7月末日
	7月～11月	第3期	12月28日
	12月～1月	第4期	2月末日
市・県民税 (普通徴収分)	1月～5月	第1期・全期	6月末日
	6月～7月	第2期	8月末日
	8月～9月	第3期	10月末日
	10月～12月	第4期	1月末日
軽自動車税	振替日は毎年度5月末日		
	5月からのお申し込みは翌年度より振替になります。		
	お持ちのすべての車両の軽自動車税が振替になります。		

ご注意

- ・振替日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日になります。ただし、12月28日が金融機関休業日の場合は、1月の最初の営業日が振替日になります。
- ・全期分一括振替をご希望の方は、59ページをご覧ください。

お問い合わせ：税務課（納税奨励係） TEL 220-2148



口座振替で1年分まとめて振替納付することはできますか

Q.

私は固定資産税を口座振替にするつもりです。1年分をまとめて振替納付することはできますか。

A.

固定資産税・都市計画税及び市民税・県民税(普通徴収分)を口座から振替納付する方法には、次の2つがあります。

- ①期別ごとの振替…各納期の末日に各期別の税額を振替える方法
- ②全期分一括振替…第1期の納期の末日に、第1～4期の全額を一括して振替える方法

なお、申込書には期別納付の欄と全期分一括納付の欄をもうけてあります。ご希望の振替方法の欄に整理番号等をご記入のうえ、お申し込みください。

ご注意

- 新年度の納税通知書が届いてから全期分一括振替による口座振替をお申し込みの場合

振替日が第1期の納期の末日のため、事務処理上、間に合いません。次により、お取り扱いをいたします。

- ・その年度は期別ごとの振替をさせていただきます。
- ・翌年度から全期分一括振替のお取り扱いをいたします。

- 全期分一括振替における前納報奨金制度は廃止いたしました。

お問い合わせ：税務課（納税奨励係） TEL 220-2148



残高不足で口座から引き落としできなかった場合の納付方法は

Q.

口座の残高が不足していて、固定資産税の引き落としができませんでした。どうすればいいのですか。

A.

今回引き落としができなかった分については、翌月末に再度振替いたします。

(再振替までに延滞金が発生する場合は振替されません。)

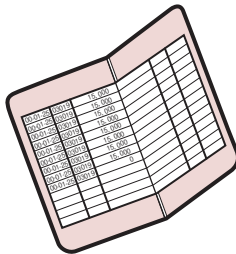
再振替の日が近くになりましたら、残高の確認をお願いします。

なお、あなたの口座振替は引き続き継続されます。

ご注意

全期分一括振替の引き落としができなかった場合のお取り扱い

- ・振替不能となった場合は、原則として第1期分のみを全期分一括振替月の翌月末に再振替します。
- ・第2期分以降については、今年度に限り期別ごとの振替をします。
- ・翌年度は全期分一括振替に戻ります。



お問い合わせ：税務課（納税奨励係） TEL 220-2148



口座振替に 加入しているはずなのに

Q.

私の固定資産税は、去年までは口座から引き落としになっていましたが、今年度の納税通知書には納付書が付いていました。どうしてですか。

A.

口座振替は、一度お申し込みいただきますと、翌年度以降も継続されます。

ただし、固定資産税の振替は、次の場合は継続されません。

- ・ 共有者の構成員に変更があった場合
- ・ 共有者の持ち分に変更があった場合
- ・ 相続で土地等の所有名義に変更があった場合
- ・ 土地等の所有名義の方がお亡くなりになり、納税義務者の変更届（代表相続人指定届）を金沢市役所資産税課に提出された場合

ごめんでもう一度お申し込みください。





市税をコンビニエンスストアで納めるには

Q. コンビニエンスストアで納めるにはどうすればよいですか。

A. 納付書に記載があるコンビニエンスストアであれば、全国どの店舗でも休日、夜間を問わず、ご都合のよい時間に納付いただけます。

お手元の納付書にバーコードが印字されていることをお確かめのうえ、納付書の取り違えがないように期別と納期限をよくご確認して、納付される納付書のみをコンビニエンスストアのレジへお出しください。

納付後は領収証書は切り離されますので、受け取った領収証書はレシートとともに保管してください。

- ・納付する際には印鑑や身分証明書の必要はありません。
- ・手数料等の負担はありません。手数料は市が負担します。

コンビニエンスストアで納めることができる税目

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。
そのほかの税目はコンビニエンスストアで納付できません。

ご注意

- ・支払いは現金のみです。クレジットカードや電子マネーは利用できません。
- ・コンビニエンスストアでの納付は、各期別ごとに記載された取扱期限までです。期限が過ぎている場合は金融機関で納付をお願いします。
- ・全期一括分の納付書と各期別納付書は同時にご使用にならないよう十分にご注意ください。
- ・コンビニエンスストアでの収納開始に伴い、これまで冊子にまとめられていた納付書が一枚一枚綴じられずに同封されていますので、紛失されないようご注意ください。

お問い合わせ：税務課（収入管理係）TEL 220-2171



コンビニエンスストアで 納められない納付書があるが

Q.

コンビニエンスストアで納めようと納付書を持って行っただけ、この納付書は取り扱えないといわれました。なぜですか。

A.

コンビニエンスストアでは1枚の納付書の金額が30万円を超えているものは取り扱えないことになっています。そのため30万円を超えた納付書にはバーコードが印字されていないので、その場合は金融機関での納付をお願いします。

バーコードが印字されていない納付書のほかにもコンビニエンスストアで使用できない納付書があります。

- ・ 納付書に記載された「コンビニエンスストア取扱期限」を過ぎた納付書
- ・ 汚損や破損によりバーコードが読み取れない納付書
- ・ 金額を訂正した納付書
- ・ 一部が切り取られている納付書



お問い合わせ：税務課（納税係） TEL 220-2172・2173・2175・2177



納期限までに市税を 納められないが

Q.

私は、市税を納期限までに納めなければなりませんが、どうしても都合が付きません。
どうしたらよいのでしょうか。

A.

納期限までに納税できない事情がある場合には、事前に金沢市役所2階税務課まで、相談にお越しく下さい。

金沢市役所にこられない場合は、電話での相談に応じます。

市税は、納税者のみなさんに自主的に納めていただくのが本来の姿です。

万一、納期限までに納められない場合は、督促状が送られたり、税金に加えて延滞金を納めなければならないことがあります。

●延滞金

納期限後に税金を納める場合、納期限までに納めた方との公平を保つため、地方税法に基づき、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

平成27年中の延滞金は、納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでは年2.8%、その後は9.1%で計算します。

※延滞金の率は毎年見直されています。

お問い合わせ：税務課（納税係） TEL 220-2172・2173・2175・2177



納付してあるのに督促状が 送られてきたが

Q. 市税は納付しているはずですが、督促状が送られてきました。なぜですか。

A. 次の点をご確認ください。

1 領収証書に記載されている税目、年度、期別などが督促状の内容と一致していますか。

2 納期限までに納付していただけましたか。

納付していただいた日からその収入確認ができるまでに若干の日数を要します。

申し訳ありませんが、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。

なお、収入の確認日を督促状に記載してありますので、納付された日と比べてみてください。

3 正しい納付書で納付していただけましたか。

年度の途中で、税額を変更し、あらためて納税通知書と納付書などをお送りしている場合があります。

なお、不明な点があれば、金沢市役所税務課へお問い合わせください。



お問い合わせ：税務課（納税係） TEL 220-2172・2173・2175・2177



市税を滞納するとどうなるの

Q.

私は、現在、事情があつて市税を滞納しています。
このまま納めないと、どうなりますか。

A.

納期限までに納税しない人には、まず、督促状によって納税を促しています。

この督促状の発送後も納税しない人には、催告書や電話などにより、納税を促します。

それでも、そのまま放置している人には、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず財産の差押えを行うことになります。

至急、金沢市役所税務課にご相談ください。

なお、差押えできる財産には、動産、不動産、債権（給料、預貯金、敷金、還付金他）などがあります。



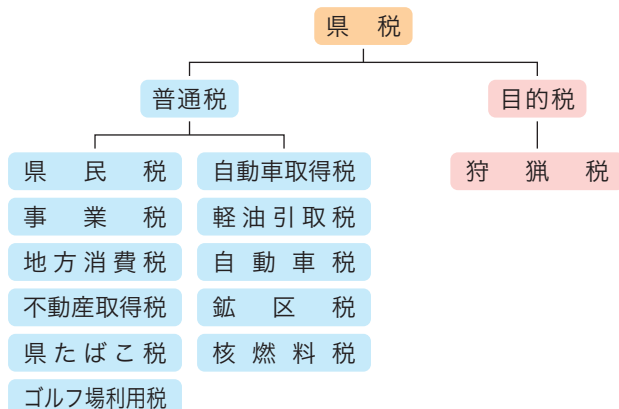
お問い合わせ：税務課（納税係） TEL 220-2172・2173・2175・2177



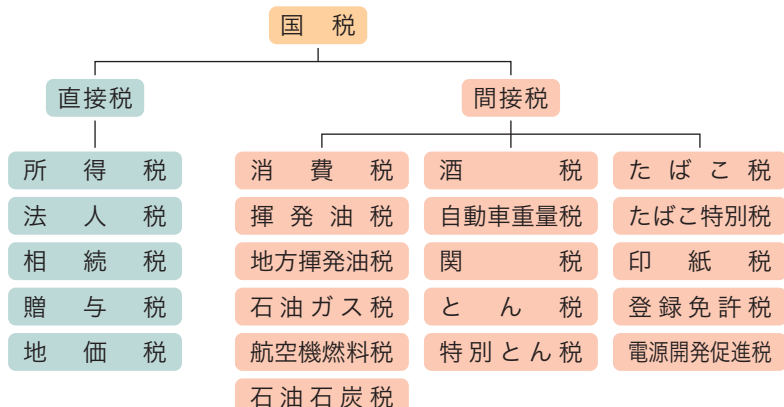
市税の他にどんな税があるの

Q. 市税の他に、県税や国税があると聞いていますが、どのような税があるのでしょうか。

A.



お問い合わせ：石川県税務課 TEL 225-1271
金沢県税事務所 TEL 263-8831(代)



お問い合わせ：金沢税務署 TEL 261-3221(代)



市役所でとれる 市税の証明書は

Q.

市役所で扱っている証明はどんなものがありますか。
また、手数料はそれぞれいくらですか。

A.

金沢市役所 1 階市民課、2 階「税証明の窓口」、市民センターで取り扱っている証明の種類及び手数料は次の表のとおりです。

区 分	内 容	手数料(1件)	備 考
納税に関する証明	納税証明書	300 円	1 年度 1 税目を 1 件とする
市・県民税に関する証明	所得・課税 証 明 書	300 円	1 年度を 1 件とする
固定資産税・都市計画税 に関する証明	資産証明書	300 円	土地は一筆、家屋は一構を 1 件とする
	評価証明書	300 円	
	公課証明書	300 円	
	課税証明書	300 円	1 年度を 1 件とする
	価格通知書	無 料	法務局に提出するもの
軽自動車税に関する証明	軽自動車税 納税証明書	無 料	継続検査に使用のもの

なお、金沢市役所 2 階「税証明の窓口」では、上記証明のほか、次のものを取り扱っています。

住 宅 用 家 屋 証 明		1 件	1,300 円
閲 覧	固定資産課税台帳	1 冊	300 円
	固定資産名寄帳	1 所有者	300 円
	公 図	1 枚	300 円

お問い合わせ：税務課（諸税係） TEL 220-2147



市税の証明をとるための手続きは

Q.

市税の証明をとりたいのですが、誰でもとれますか。
また、必要なものは何ですか。

A.

市税の証明を請求できる方は、個人の秘密にかかわりますので、法律で認められている場合を除き、次の方に限られます。

区 分	必 要 な も の
本 人	・ 本人であることを確認できる証明書(※1) (法人の場合は、代理人による申請となります。)
代 理 人	・ 本人の委任状又は代理人選任届(※2) (本人の押印が必要です。なお、法人の場合は代表者印を押印してください。)
	・ 代理人が受任者本人であることを確認できる証明書(※1)

(※1) 運転免許証や健康保険証などです。

(※2) 代理人選任届は各種証明の申請書に記入欄を設けてあります。

各種証明の申請書は、**金沢市公式ホームページ いいね金沢** からダウンロードできます。
(<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/download/index.html>)

ご注意

・ コンビニエンスストアで納めてから市で入金の確認ができるまで、10日間ほどかかることがありますので、納付後すぐに証明書が必要な場合は、通常の申請手続きに必要なものに加え、領収証書を持参してください。

なお、軽自動車税の納付書についている軽自動車税納税証明書(継続検査用)は、コンビニエンスストアで納めてもこれまでどおり使用できます。

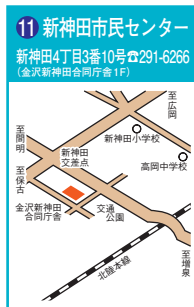
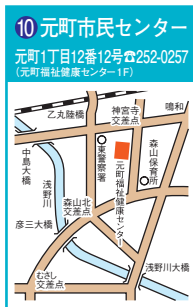
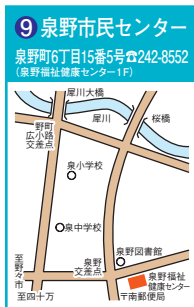
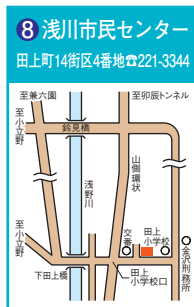
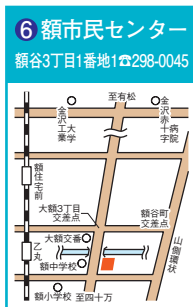
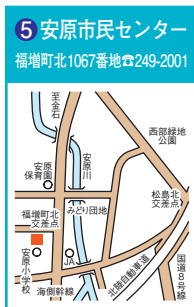
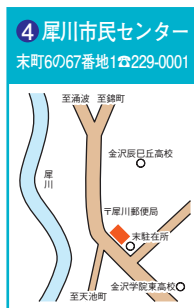
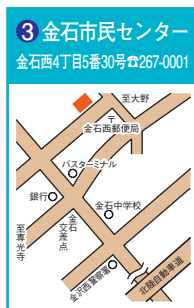
お問い合わせ：税務課（諸税係） TEL 220-2147

市役所・市民センター所在地

●開庁時間

〔本庁〕 午前9時～午後5時45分

〔市民センター〕 午前8時30分～午後5時15分



湊3丁目5番地9 ☎239-2211



本町1丁目5番3号 ☎260-0365
(リファール2F)



青草町88番地 ☎260-0250
(近江町いちば館4F)



● ● ● ● 市税の問い合わせ窓口 ● ● ● ●

市税についての問い合わせ先

課名	問 い 合 わ せ 内 容	電 話 番 号
税 務 課	・ 軽自動車税について ・ 市たばこ税及び入湯税について ・ 税の証明について	220-2147
	・ 税の収納について ・ 過誤納金の還付について	220-2171
	・ 納税相談について ・ 滞納処分について	220-2172 220-2173 220-2175 220-2177
	・ 口座振替について ・ 納税協力会について	220-2148
資 産 税 課	・ 土地の税金について	220-2153
	・ 家屋の税金について	220-2156
	・ 償却資産の税金について	220-2158
	・ 特別土地保有税について	220-2151
市 民 税 課	・ 個人の市民税について	220-2161
	・ 法人の市民税について	220-2168
	・ 事業所税について	

県税についての問い合わせ先

- ・ 石川県 税務課 金沢市鞍月1-1 225-1271
- ・ 金沢県税事務所 金沢市幸町12-1 263-8831(代)

国税についての問い合わせ先

- ・ 金沢税務署 金沢市西念3-4-1 261-3221(代)
(金沢駅西合同庁舎内)

● ● ● ● ● 納税カレンダー ● ● ● ● ●

税 月	個人市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	法 市 民 人 税	事 業 所 税
4		第 1 期 ※1		(確定申告) 事業年度終了後2か月 以内	(法人) 事業年度終了後2か月 以内 (個人) 課税期間の 翌年3月15 日まで
5			定 期 ※1		
6	第 1 期 ※1				
7		第 2 期 ※1		(中間申告) 事業年度開始日以後6 か月を経過した日から 2か月以内	
8	第 2 期 ※1				
9					
10	第 3 期 ※1				
11					
12		第 3 期 ※2			
1	第 4 期 ※1				
2		第 4 期 ※1			
3					

※1 納期限(月の末日)が土曜日、日曜日、祝日または振替休日の場合は、これらの日の翌営業日が納期限となります。

※2 納期限(12月28日)が土曜日、日曜日の場合は、翌年1月の最初の金融機関営業日が納期限となります。

金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1	ひらこう	世界と未来に	心の窓を
1	めざそう	いきいきと明るい	くらしの創造を
1	まもろう	美しい心と	ふるさととの自然を
1	つなごう	みんなの力で	まちづくりの手を
1	きずこう	個性ゆたかな	あすの金沢を

☆ 市 木

(昭和45年11月指定)

「梅」

☆ 市民推奨花

(昭和58年10月制定)

「花菖蒲」

「サルビア」

「四季咲きペゴニア」

「インパチェンス」

「ゼラニウム」

☆ 姉妹都市

バッファロー市	(アメリカ合衆国)	1962年提携
ボルト・アレグレ市	(ブラジル連邦共和国)	1967年提携
イルクーツク市	(ロシア連邦)	1967年提携
ゲント市	(ベルギー王国)	1971年提携
ナンシー市	(フランス共和国)	1973年提携
蘇州市	(中華人民共和国)	1981年提携
全州市	(大韓民国)	2002年提携



昨年開催された金沢城下町市民マラソン(金沢マラソンプレ大会)の様子



発行・編集 金沢市総務局

発行日 平成27年7月

このしおりは再生紙を使用しています。